

# 草津市公報

発行日 令和8年3月15日  
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 5 号

発行所 草津市役所  
草津市草津三丁目13番30号  
電話番号(代)077-563-1234

## ◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

### ◎ 規 則

草津市契約規則の一部を改正する規則（契約検査課）	1
草津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則（子育て相談センター）	1
草津市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則（長寿いきがい課）	3
草津市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則（障害福祉課）	5

### ◎ 訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（財政課）	7
--------------------------	---

### ◎ 告 示

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	10
草津市物価高騰対応くらし応援給付金給付事業実施要綱（物価高騰対応重点支援室）	11
草津市議会定例会の招集について（総務課）	19
草津市図書館まつり事業補助金交付要綱を廃止する要綱（図書館）	19
草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱（草津宿街道交流館）	19
草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	20
都市再生推進法人の指定について（都市地域戦略課）	22
公示送達について（納税課）	22
都市計画の変更について（都市計画課）	25
認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）	25
草津市空き家管理事業者登録制度実施要綱（建築政策課）	26
公金の収納および徴収事務の委託について（生活安心課）	29

### ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
草津市法定外公共物における不法占用物の処分について（土木管理課）	30
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	30

### ◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	31
-------------------	----

### ◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	31
草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	31
草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	32
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	32

## 規 則

草津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第 7 号

草津市契約規則の一部を改正する規則

草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 2 条 ≪現行どおり≫ （見積書） 第 2 3 条 ≪現行どおり≫ (1)～(6) ≪現行どおり≫ (7) 前各号に定めるもののほか、 <u>予定価格が 3 0 万円未満</u> の契約をしようとするとき。 2～4 ≪現行どおり≫ （見積書の徴取を省略することができる場合） 第 2 4 条 ≪現行どおり≫ (1)～(3) ≪現行どおり≫ <u>(4) 草津市会計規則（平成 6 年 3 月 3 1 日草津市規則第 1 2 号）第 2 6 条第 4 項に掲げる事項で予定価格が 1 0 万円未満の契約をするとき。</u> 第 2 5 条～第 4 6 条 ≪現行どおり≫	第 1 条～第 2 2 条 ≪省略≫ （見積書） 第 2 3 条 ≪省略≫ (1)～(6) ≪省略≫ (7) 前各号に定めるもののほか、 <u>簡易で少額なも</u> <u>の</u> の契約をしようとするとき。 2～4 ≪省略≫ （見積書の徴取を省略することができる場合） 第 2 4 条 ≪省略≫ (1)～(3) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 第 2 5 条～第 4 6 条 ≪省略≫

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の草津市契約規則の規定に基づく契約に係る準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（令和 8 年 2 月 1 9 日揭示済み）

草津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第8号

草津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

草津市母子保健法施行細則（平成25年草津市規則第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt; (養育医療券の再交付)</p> <p><b>第4条 省令第9条第4項に規定する養育医療券（以下「医療券」という。）の再交付の申請は、養育医療券再交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出することにより行わなければならない。</b></p> <p>&lt;&lt;改正前を削る&gt;&gt;</p> <p>第5条～第8条 &lt;現行どおり&gt; 別記様式第1号～別記様式第4号 &lt;現行どおり&gt; 別記様式第5号 (第4条関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第6号～別記様式第7号 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>第1条～第3条 &lt;省略&gt; (養育医療券の再交付)</p> <p><b>第4条 省令第9条第2項の規定により養育医療券（以下「医療券」という。）の交付を受けた者は、医療券を亡失し、または汚損したときは、医療券の再交付を受けることができる。</b></p> <p><b>2 前項の規定により医療券の再交付を受けようとする者は、養育医療券再交付申請書（別記様式第5号）により市長に申請しなければならない。</b></p> <p>第5条～第8条 &lt;省略&gt; 別記様式第1号～別記様式第4号 &lt;省略&gt; 別記様式第5号 (第4条第2項関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第6号～別記様式第7号 &lt;省略&gt;</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別添1-1

様式第5号 (第4条関係)

養育医療券再交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
受療者との続柄

養育医療券を亡失（汚損）したので草津市母子保健法施行細則第4条の規定に基づき、養育医療券の再交付を申請します。

記

受給者番号		
交付年月日	年 月 日	
受 療 者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
亡失(汚損)の理由		

注1 養育医療券を汚損したことで養育医療券の再交付を申請する場合は、汚損した養育医療券を添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

申請受付年月日	年 月 日	決 定年月日	年 月 日
---------	-------	--------	-------

別添1-2

様式第5号 (第4条第2項関係)

養育医療券再交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
受療者との続柄

養育医療券を亡失（汚損）したので草津市母子保健法施行細則第4条の規定に基づき、養育医療券の再交付を申請します。

記

受給者番号		
交付年月日	年 月 日	
受 療 者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
亡失(汚損)の理由		

注1 養育医療券を汚損したことで養育医療券の再交付を申請する場合は、汚損した養育医療券を添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

申請受付年月日	年 月 日	決 定年月日	年 月 日
---------	-------	--------	-------

(令和8年2月24日揭示済み)

草津市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則をここに公布する。

令和8年2月24日

草津市長  
橋川  
渉

草津市規則第9号

草津市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則  
(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）の施行について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付)

第2条 法第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第1号）とし、市長は、同条第1項の規定による立入りおよび調査または質問を行わせる職員に対して、これを交付するものとする。

(証明書の返還)

第3条 前条の規定により証明書の交付を受けた者は、異動または退職等により法第11条第1項に規定する職員でなくなったときは、速やかに証明書を返還しなければならない。

(警察署長に対する援助依頼)

第4条 法第12条第1項および第2項の規定による警察署長に対する援助依頼は、高齢者虐待事案に係る援助依頼書（様式第2号）により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 福祉事務所長は、法第13条の規定により、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限しようとするときは、養護者に弁明通知書（様式第3号）により、弁明の機会の付与を通知するものとする。

(面会制限の通知)

第6条 福祉事務所長は、法第13条の規定による面

会の制限を行うときは、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者および当該養護者による高齢者虐待を行った養護者ならびに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により当該高齢者が入所した養介護施設の長（次項において「当該高齢者等」という。）にそれぞれ面会制限決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項に規定する面会の制限を解除したときは、当該高齢者等にそれぞれ面会制限解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布日から施行する。

別記  
様式第1号（第2条関係）

身 分 証 明 書

第 号 年 月 日交付  
所 属 氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

草津市長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
 第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。  
 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。  
 (立入調査)  
 第十一條 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。  
 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号(第4条関係)

		第 号 年 月 日	
高齢者虐待事案に係る援助依頼書		草津市長	
警察署長 様			
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項および第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
場所			
援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
高齢者	(ふりがな)氏名	年 月 日生 ( 歳 )	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電話番号	( ) -	
養護者等	(ふりがな)氏名	年 月 日生 ( 歳 )	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電話番号	( ) -	
虐待の状況	職業等	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
虐待の内容			
高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていると認められる理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職	氏名	
	電話 ( ) -		
	携帯電話 - -		

様式第3号(第5条関係)

		第 号 年 月 日	
弁明通知書		草津市福祉事務所長	
様			
あなたに対する不利益処分を行うにあたり、弁明の機会を付与しますので、下記の通り【弁明書を提出して・口頭による弁明を行って】ください。			
弁明の件名			
予定される不利益処分の内容			
根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
弁明書の提出先			
弁明書の提出期限			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考	・あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって代理人に弁明の機会の付与に関する行為を行わせることができます。代理人を選任した時は、代理人の氏名、住所、弁明の件名およびあなたとの関係を記載した代理人選任届出書に当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を合わせて草津市へ提出してください。 ・口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、草津市に対し、弁明の期日の変更を申し出ることができます。		
問い合わせ先	草津市長寿いきがい課高齢者福祉係 住所：草津市草津三丁目13-30 連絡先：077-561-2362		

様式第4号(第6条第1項関係)

		第 号 年 月 日	
面会制限決定通知書		草津市福祉事務所長	
様			
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第13条に基づき、対象者との面会を制限します。			
面会制限をされる者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
面会制限する理由			
対 象 者	住所または居所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
問い合わせ先	草津市長寿いきがい課高齢者福祉係 住所：草津市草津三丁目13-30 連絡先：077-561-2362		

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

様式第5号(第6条第2項関係)

		第 号 年 月 日	
面会制限解除通知書		草津市福祉事務所長	
様			
次のとおり、年 月 日付、第 号により面会制限した、高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第13条に基づく、対象者との面会制限を解除します。			
面会制限を解除される者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
面会制限を解除する理由			
対 象 者	住所または居所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
問い合わせ先	草津市長寿いきがい課高齢者福祉係 住所：草津市草津三丁目13-30 連絡先：077-561-2362		

草津市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則をここに公布する。

令和8年2月24日

草津市長  
橋川  
渉

草津市規則第10号

草津市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）の施行について、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成24年厚生労働省令第132号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付)

第2条 法第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第1号）とし、市長は、同条第1項の規定による立入りおよび調査または質問を行わせる職員に対して、これを交付するものとする。

(証明書の返還)

第3条 前条の規定により証明書の交付を受けた者は、異動または退職等によりその身分を失ったときは、速やかに証明書を返還しなければならない。

(警察署長に対する援助依頼)

第4条 法第12条第1項および第2項の規定による警察署長に対する援助依頼は、障害者虐待事案に係る援助依頼書（別記様式第2号）により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 福祉事務所長は、法第13条の規定により、障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限しようとするときは、当該養護者に弁明通知書（別記様式第3号）により、弁明の機会の付与を通知するものとする。

(面会制限の通知)

第6条 福祉事務所長は、法第13条の規定による面会の制限を行うときは、養護者による障害者虐待

を受けた障害者および当該養護者による障害者虐待を行った養護者ならびに法第9第2項の規定により当該障害者が入所した障害者支援施設等の長（次項において「当該障害者等」という。）にそれぞれ面会制限決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項に規定する面会の制限を解除したときは、当該障害者等にそれぞれ面会制限解除通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記  
様式第1号（第2条関係）

身 分 証 明 書		
第 所 氏	号 属 名	年 月 日交付
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。		
草津市長		

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十五年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、「当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。」

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号(第4条関係)

警察署長 様		第 号 年 月 日	
		草津市長	
障害者虐待事案に係る援助依頼書			
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項および第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日 時	年 月 日	時 分 ~ 時 分
援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
障害者	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電 話	( ) -	
養護者等	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電 話	( ) -	
	職業等	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他	
	虐待の内容		
<small>障害者の生命または身体に重大な危害が生じていると認められる理由</small> <small>警察の援助を必要とする理由</small>			
担当者・連絡先	所属・役職	氏名	
	電話 ( )	-	
	携帯電話	- -	

様式第3号(第5条関係)

第 号 年 月 日	
草津市福祉事務所長	
弁明通知書	
あなたに対する不利益処分を行うにあたり、弁明の機会を付与しますので、下記のとおり【弁明書を提出して・口頭による弁明を行って】ください。	
弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条 項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって代理人に弁明の機会の付与に関する行為を行わせることができます。代理人を選任した時は、代理人の氏名、住所、弁明の件名およびあなたとの関係を記載した代理人選任届出書に当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を合わせて草津市へ提出してください。 2 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、草津市に対し、弁明の期日の変更を申し出ることができます。
問い合わせ先	

様式第4号(第6条第1項関係)

第 号 年 月 日	
草津市福祉事務所長	
面会制限決定通知書	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第13条に基づき、対象者との面会を制限します。	
面会制限をされる者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳)
面会制限する理由	
対 象 者	住所または居所
	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳)
問い合わせ先	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第6条第2項関係)

第 号 年 月 日	
草津市福祉事務所長	
面会制限解除通知書	
次のとおり、年 月 日付、第 号により面会制限した、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第13条に基づく、対象者との面会制限を解除します。	
面会制限を解除される者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳)
面会制限を解除する理由	
対 象 者	住所または居所
	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳)
問い合わせ先	

# 訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市訓令第 2 号

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市事務決裁規程（昭和 5 9 年草津市訓令第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 1 条 ≪現行どおり≫ 別表（第 1 2 条—第 1 5 条、第 1 8 条関係） （別添 1—1 のとおり）	第 1 条～第 2 1 条 ≪省略≫ 別表（第 1 2 条—第 1 5 条、第 1 8 条関係） （別添 1—2 のとおり）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の草津市事務決裁規程の規定に基づく契約に係る準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別添 1—1

別表（第 1 2 条—第 1 5 条、第 1 8 条関係）

(1) 共通決裁事項

事務の種類	項目	決裁権者					合議先	備考
		市長	副市長	部長	課長	係長補佐		
1 事務の管理	≪現行どおり≫	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫
1 7 歳出予算の執行委任協議								別表(3) <u>なお、合議区分については、この限りではない。</u>
	≪現行どおり≫	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫
7 経費の支出等	≪現行どおり≫	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	現 行 ど お り	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫

別添 1—2

別表（第 1 2 条—第 1 5 条、第 1 8 条関係）

(1) 共通決裁事項

事務の種類	項目	決裁権者					合議先	備考
		市長	副市長	部長	課長	係長補佐		
1 事務の管理	≪省略≫	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	≪省略≫	≪省略≫
1 7 歳出予算の執行委任協議								別表(3)
	≪省略≫	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	≪省略≫	≪省略≫
≪省略≫	≪省略≫	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	≪省略≫	≪省略≫
7 経費の支出等	≪省略≫	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	≪省略≫	≪省略≫





行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>  
行ど  
おり  
>

略>  
略>  
略>  
略>  
略>  
略>  
略>  
略>  
略>  
略>

(令和 8 年 2 月 2 6 日 掲 示 済 み)

# 告 示

## 草津市告示第 2 8 号

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日

草津市長 橋 川 涉

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
草津市観光物産協会補助金交付要綱（平成 3 1 年草津市告示第 1 2 3 号）の一部を次の表のように改正する。  
(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 5 条 <現行どおり> 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 5 条 <省略> 別表（第 2 条関係）			
	補助対象事業	補助対象経費	補助率		補助対象事業	補助対象経費	補助率
	観光振 興事業	<現行ど おり>	<現行ど おり>		観光振 興事業	<省略>	<省略>
	プロパー 職員人件 費	プロパー職員の人 件費（税務、労務 等バックオフィス 業務のアウトソー シングおよびプロ パー職員の休暇等 に伴う代替の人材 派遣に要する経費 を含む。）	1 0 分の 1 0		プロパー 職員人件 費	プロパー職員の人 件費（税務、労務 等バックオフィス 業務のアウトソー シングに要する経 費を含む。）	1 0 分の 1 0
	<現行ど おり>	<現行ど おり>	<現行ど おり>		<省略>	<省略>	<省略>
	<現行 どおり >	<現行ど おり>	<現行ど おり>		<省略 >	<省略>	<省略>
別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 <現行どおり>				別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 <省略>			

### 付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 6 日から施行し、令和 7 年度分の事業から適用する。